

今治市観光パンフレット広告募集要項

1 件名 今治市冊子型観光パンフレットへの広告掲載

2 募集概要

平成22年度印刷する「今治市冊子型観光パンフレット」の中に広告を掲載する事業者を募集します。

ご希望の方は、掲載する広告の内容を企画し、ご応募ください。

3 媒体の概要

- ・タイトル名 「観光ガイド 四国 愛媛県 今治 いまばり」
- ・規格 4色フルカラー A4サイズ 全26ページ（表紙・裏表紙含む）
- ・配布方法 ○観光案内所、道の駅、市内観光施設、市内宿泊施設等で観光客に配布
○市内外で行なう観光PRキャンペーン事業での配布
○電話等による観光資料請求者（観光客、旅行代理店等）への送付 など

4 発行部数 30,000部

5 配布期間 平成22年10月から配布完了まで（概ね1年間）
（配布状況により期間は変わります。）

6 募集枠 23・24ページに16枠（8枠×2ページ）
1枠あたり 縦65mm × 横85mm

※掲載位置は市で決定させていただきます。

7 募集対象 事業者（広告代理店の応募は不可です。）

募集対象業種は、旅館業・飲食店・みやげ物店・観光施設事業者等です。

広告を掲載する企業は、今治市内の事業者を優先します。

広告は、より今治市への観光誘致、市特産品の販売促進につながる企業を優先します。

※今治市広告掲載基準第4条に規定する業種は除きます。

8 広告掲載料 1枠あたり 30,000円

9 募集期間 平成22年7月1日（木）～ 平成22年8月10日（火）

10 申込方法

- ・所定の申込書に広告原稿の電子データと出力見本を添えてご提出ください。
- ・今治市外の申込者の場合は市税完納証明書も添付していただきます。
- ・今治市内の申込者の方につきましては、今治市が市税の納税状況調査（申込者が個人の場合は申込者を含む世帯全員）をいたします。調査の結果、市税に滞納のある場合、広告掲載はできません。

※広告原稿の作成にかかる一切の費用は広告主の負担とします。

11 提出方法

上記の提出書類を平成22年8月10日（火）までに今治市役所 観光課まで提出していただくか、郵送してください。（当日必着）

なお、直接提出される場合は、募集期間内の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに持参してください。

12 決定方法

応募いただいた内容を今治市広告事業実施要綱、今治市広告掲載基準、今治市観光印刷物広告掲載取扱要領により審査します。

掲載に適すると認められる広告の応募が募集した枠数を超える場合は、抽選により決定します。

審査及び抽選の結果は、「今治市観光印刷物広告掲載決定通知書」（様式第2号）又は「今治市観光印刷物広告掲載不可決定通知書」（様式第3号）により広告掲載申込者にお知らせします。

13 契約

広告掲載が決定した事業者の方は、市が指定する期日までに今治市観光印刷物広告掲載に係る契約書を提出していただきます。

14 広告掲載料の納入

広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結時又は市長の指定する日時までに一括で前納していただきます。

15 その他 詳細については「今治市広告事業実施要綱」、「今治市広告掲載基準」及び「今治市観光印刷物広告掲載取扱要領」に定めるとおりとします。

申込先・問合せ先

今治市 産業部 観光課 観光係 渡部、熊本
住所 794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1
TEL (0898) 36-1541 FAX (0898) 25-2961
Eメール kankou@imabari-city.jp

《 広告表示サイズ 》

広告ページ

